

## 広報びぜん有料広告掲載取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、備前市有料広告掲載取扱要綱（平成18年備前市告示 第58号。以下「要綱」という。）に基づき、市が発行する広報びぜんへの広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載の制限)

第2条 要綱第3条第8号に規定する広報びぜんに掲載する広告として適当でないと認めるものは、次に掲げる広告とする。

- (1) 投資的又は投機的商品の広告
- (2) 出資者又は出資金の募集広告
- (3) 霊感商法等悪質商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 興信所の広告
- (6) 危険を伴う民間療法の広告
- (7) 人権を害するおそれがある広告
- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、又は不安を与えるおそれがある広告
- (9) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による登録がなされていない業者の広告

### (掲載の位置)

第3条 広告の位置は、広報びぜんの紙面のうち、お知らせの下から高さ46ミリメートルで、7ページ以内の枠数で市が指定した位置とする。

### (広告の規格)

第4条 広告のサイズは、次のとおりとする。

サイズ	
①	縦46mm×横131mm
②	縦46mm×横64mm

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、次のとおりとする。

サイズ	掲 載 料 金		
	1 回分	6 回分	1 2 回分
①	20,000円	96,000円	180,000円
②	11,000円	52,800円	99,000円

(広告の内容等)

第6条 広告の内容、デザイン等は、広報びぜんのイメージを損なうことのないよう、広告主と協議の上、掲載するものとする。

2 広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合は、広告主の負担とする。

(掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、1月単位とし、連続する掲載期間は最長12月とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(申込数)

第8条 同一申込者が申し込める広告は、1月につき1枠限りとする。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年11月 1日から施行する。

この基準は、平成23年12月 1日から施行する。

この基準は、平成27年 4月 1日から施行する。